

第 4 号議案

公益社団法人への移行にかかる役員の報酬等に関する規程について

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 7 条の規定に基づく公益認定申請を行うため、定款第 19 条の規定により、公益社団法人への移行にかかる役員の報酬等に関する規程について議決を求める。

役員報酬等に関する規程

第 1 条 この規程は、公益社団法人兵庫県物産協会の定款（以下「定款」という。）第 25 条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定める。

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、定款第 19 条第 1 項の理事及び監事をいう。

(2) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する

法律第 5 条第 13 号に規定する報酬等であつて、その名称にかかわらず、費用とは明確に区分されるものをいう。

第 3 条 役員職務遂行の対価としての報酬は、無報酬とする。

附 則

この規程は、公益社団法人兵庫県物産協会の設立の登記の日から施行する。